

## 病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会開催要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、湖北保健医療圏域において、湖北圏域地域医療構想の実現及び医師の働き方改革に対応するため、今後の市立長浜病院及び長浜市立湖北病院（以下「市立病院」という。）が担うべき役割及び経営形態を検討するにあたり、幅広く意見又は助言を求めるため、「病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (意見等を求める事項)

第2条 委員会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 湖北保健医療圏域において市立病院が担うべき役割に関する事項
- (2) 市立病院の経営形態に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市立病院のあり方に関し必要な事項

### (構成)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内企業代表者
- (3) 市民代表者
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に掲げる者が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人が出席できるものとする。

### (運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が選任する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員会の進行を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (小委員会)

第5条 委員会において必要があるときは、小委員会を開催することができる。

- 2 小委員会の開催並びに所掌事務、委員、その他小委員会の運営に必要な事項は、委員会の決定をもって定める。

### (開催期間)

第6条 委員会の開催期間は令和5年9月30日までとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和4年11月7日から施行する。